

2022年度同志社大学大学院司法研究科
履修免除試験問題解説
行政法

【出題意図】

本問は、行政庁が不利益処分をする場合に「理由の提示」をなすべき義務を定めている行政手続法14条の趣旨について正確に理解できているかを問うものである。一級建築士免許取消事件最高裁判決の事案と主な判示内容は問題文で紹介しているので、解答に当たっては、同判決の趣旨を一步深く自分の言葉で説明することが求められる。

【採点のポイント】

問(1)では、不利益処分の理由提示について一般的に問うている。理由提示の憲法上の根拠(憲法31条ないし13条などを根拠に行政手続の適正が求められること)、理由提示の意義と機能(行政決定の判断の慎重と妥当性を担保すること、相手方の不服申立てに便宜を与えること等)、付すべき理由の程度(いかなる事実関係にいかなる法規を適用してその結論にいたったのかが記載自体から了知できるもの等)などについて、正確に説明できているかどうか採点に当たってのポイントとなる。

問(2)では、処分基準が制定・公表されているときにはその適用関係も理由提示として必要であるとした上記最高裁判決に対する2つの批判論に対する解答者の見解を問うている。2つの批判論の内容を正確に理解しているか(例えば、(a)の批判論は、処分基準の設定・公表が努力義務に過ぎない以上その適用関係を示すかどうか処分庁の裁量であるというもの、(b)の批判論は、手続的瑕疵を理由に処分を取り消しても本件では同一内容の処分になる可能性が高く原告の救済にならないというもの)、2つの批判論に対して的確な再批判がなされているか(例えば、(a)に対しては、本件では処分基準が設定・公表されており、公表された基準に対する信頼保護の見地から処分庁は処分基準に原則として拘束され、その適用関係も示すべきである等、(b)に対しては、手続の適正は独自の価値を持ち、その瑕疵は処分の違法事由と解すべきである等)、などの点について触れられているかどうか採点に当たってのポイントとなる。

【講評】

問(1)については、比較的良好に書けている答案が多かった。しかし問(2)については、批判論の趣旨をうまく捉えていない答案や、その再批判を的確に展開できていない答案が散見された。2つの批判論は最高裁判決の那須裁判官の反対意見から、その再反論は田原裁判官の補足意見からヒントを得て出題している。重要な最高裁判決については反対意見や補足意見をていねいに読むことも今後心がけて欲しい。なお、問(2)での解答者の見解として、2つの批判論の擁護論も(それが的確な内容ならば)解答としてはあり得るが、採点した答案には擁護論は見当たらなかった。